建築基準法第48条に基づく建築許可の変更に関する取扱基準

21 建第 408 号 平成 22 年 1 月 6 日 長崎県土木部建築課長通知

この基準は、建築基準法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく建築許可を受けたもので、許可日から工事完了するまでの間に、当該許可における計画に変更を生じる場合の取扱いについて、下記のとおり定める。

なお、この基準は、本通知日以降、申請を受理するものから適用する。

記

【取扱い基準】

1. あらためて許可を必要とするもの

次項(2.軽微な変更として許可を省略し、報告を求めるもの)に定めるもの 以外のものとする。

2.軽微な変更として、許可を省略し、届出を求めるもの

建築物又は外構計画に関して、許可時の計画に対し、以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1)項目別要件
 - 以下の各号の要件を満たすものとする。
 - 敷地面積が増減する場合であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 測量の誤差の範囲であるもの
 - ロ 敷地面積が減ずる場合であって、その減ずる部分が、公共性又は公益性の高 い利用目的とするもの
 - 二 床面積及び建築面積が増加しないもの
 - 三 建築物の部分の用途を変更する場合で、同条に基づく用途制限を受けない用途とするもの

- 四 法別表第二による原動機、危険物の貯蔵等の基準値に係るもので、不利となる 変更を生じないもの
- 五 建築物又は建築物の各部分の高さが、高くならないもの
- 六 建築物の階数が増加しないもの
- 七 隣接地が住居系の用途地域である場合で、隣接地に対し、あらたな等時間日影を生じさせないもの
- 八 建築物の使用時間を延長する場合で、県と協議した結果、あらためて許可を必要としないと判断するもの
- 九 建築物及び外構の計画を変更することで、交通、防火、騒音、振動、排水、粉 塵・悪臭、通風及び日照において、許可時の計画に対し、不利とならないもの

2) その他

県があらためて許可を行う必要がないと認めるもの

3. 建築審査会への報告

この変更基準により届け出を処理した際には、直後に行う建築審査会にその内容 を報告しなければならない。